第56事業年度事業計画書

1. 基本方針

- (1)配合飼料価格の変動によって生じる、畜産経営者の損失を補てんすることにより、畜産経営の安定と発展に寄与する。
- (2) 畜産経営者毎の経営内容に応じた、適正な数量契約の締結をはかる。
- (3) 通常補てん準備財産の過不足が生じないよう、計画的に積み立てを実施する。
- (4) 関係機関と連携し、制度の安定運営と改善に努める。

2. 事業計画

(1)会議の開催

総 会 1回 理事会・評議員会 7回

(2) 会費の徴収

契約会員(全農)が、30,344千円(当初年間契約数量トン当たり4.5円)を令和5年9月末までに納入する。

- (3) 契約の締結
 - ア. 配合飼料価格差補てん数量契約書

令和3年3月31日付で締結した基本契約に基づき、令和5年度の数量契約を1号会員(全農)と締結する。

イ.配合飼料異常補てん交付金交付契約書 飼料機構の業務方法書に基づき、令和5年度の異常補てん契約を飼料機構と締結する。

ウ. 契約数量

6,743,297トン(前年対比100.6%)

- (4) 積立金の徴収
 - ア. 通常補てん積立金
 - (ア) 単価

区分	トン当たり単価	備	考	
		加入生産者	600円/トン	
通常補てん	1,800円	加入2号会員等	300円/トン	
積立金		契約会員 (全農)	300円/トン	(基本分)
		契約会員 (全農)	600円/トン	(積増分)

(イ) 金額

区 分	金額(千円)	算 定 基 礎
通常補てん	12, 137, 935	契約数量×1,800円/トン
積立金		

イ. 異常補てん積立金

(ア) 単価

区分	トン当たり単価	備	考
異常補てん	220円	契約会員 (全農)	220円/トン
積立金			

国が飼料機構に令和3年度に交付した補助金230億円に対応する異常補てん積立金を令和4年度から令和8年度、令和4年度に交付した補助金約435億円に対応する異常補てん積立金を令和9年度から令和13年度に、契約会員(全農)から徴収した上で飼料機構に納入する。

年度毎の積立額は、農林水産省畜産局長が定め、飼料機構が各基金との契約数量に応じて算定した額となる。

(イ) 金額

区 分	金額 (千円)	算 定 基 礎
異常補てん	1, 483, 525	契約数量×220円/トン
積立金		

(「預り金」に該当するため、収支予算書には計上しない。)

(5)長期借入金の返済

ア. 令和4年度に飼料機構から借り入れた14,210,120千円について、令和6年1 月以降令和10年10月まで、四半期毎に20回均等払で返済する。(令和5年度返済額710,506千円)

イ. 年度末の補てん財源に余裕があれば、繰上償還について検討する。

(6) 令和4年7~9月期以降の借入れによる補てん金の返還要請

令和5年度以降借入金の返済完了までの間、以下に該当する場合には、畜産経営者に借入 金により補てんした金額の返還を求める。

ア. 廃業等の合理的な理由がなく、畜産経営者が基本契約及び数量契約の更新を行わない場合。

イ. 飼養規模縮小等の合理的な理由がなく、畜産経営者が契約数量を大きく減じる場合。

(7) 補てん金の交付

ア. 通常補てん交付金

現時点では、今後の配合飼料の原料価格の変動幅を予測することが困難な為、交付額は 前期繰越収支差額に積立金額を加え、借入金返済額を差し引いた10,523,242千 円とする。

イ. 異常補てん交付金

飼料機構から異常補てん交付金の交付を受けたときに、契約会員(全農)に交付する。 (「預り金」に該当するため、収支予算書には計上しない。)

(8) 他基金との基金間移動

- ア. 借入金の返済が終了し、かつ、財源格差が一定程度縮小するまで、商系基金との基金間 移動を停止する。
- イ. 畜産基金との基金間移動については、加入生産者の移動申請書の内容を確認し、承認・ 不承認を決定する。
- ウ. 正味財産(補てん財源-借入金)がプラスになるまで、畜産基金との基金間移動に伴う 生産者持ち分財源の移動を行わない。
- (9) 令和4年度配合飼料価格高騰緊急特別対策事業

事務処理要領に基づき、以下の通り実施する。

	第3四半期事業	第4四半期事業
特別交付金の請求	_	令和5年5月9日
事業推進指導費の請求	令和5年5月12日	令和5年8月31日
特別対策の実績報告	令和5年6月28日	令和5年7月4日
取組の実施状況の報告	令和 5 年9月28日	令和5年12月27日
	(1回目)	(1回目)

(10) 通常補てん交付金の特例制度の創設

ア. 業務方法書の変更

配合飼料価格の高止まりに伴う生産者実質負担価格の急増を適切に抑制する為、関係機関と連携して制度の見直しを行う。

イ. 長期借入金の追加借入

特例制度の創設に伴い、理事会の議決を経て、借入限度額の範囲内で追加借入を行う。